

第 27 回建築防火基準委員会・防耐火規制の更なる合理化検討 WG（第 8 回）合同会議  
議事要旨

令和 4 年 11 月 14 日（月）9：30～12：30

（一財）日本建築防災協会 3 階会議室  
（Web による会議形式と併用）

(1) 防火関係規定に関する今後のスケジュールについて

（説明のみで特に質疑等はなし）

(2) 政令改正（耐火性能基準の合理化／無窓居室の歩行距離等の合理化）について

- ・脱出や消防による救出を可能とする避難窓の代替措置として全館避難安全性が担保されていること、とあるが、全館避難検証法では脱出や消防を加味していないので、この表現は修正してほしい。

→全館避難安全性という表現が全館避難安全検証を簡単に惹起させるので、修正する。

(3) 木造建築物等における防耐火規制の更なる合理化にかかる審議事項

3-1) 防耐火別棟に関する基準検討方針

- ・防耐火別棟の②内部延焼遮断部（コアタイプ）について、既存のプランでこれに該当するものがあると思われる。そのような実例を示してもらえると分かりやすい。
- ・一つの建築物を別棟扱いで小さくしていくと、定期調査報告の対象外になってしまうことはないか。

→法第 21 条、第 27 条、第 61 条の適用にあたり別棟扱いとするもので、定期調査報告について規定している法第 12 条は別棟扱いの対象外となる。誤解のないよう通知等で周知したい。

- ・もともと別の建築物だったものを渡り廊下等で繋げる場合の取扱いはどうなるのか。

→別の建築物だったものを渡り廊下等で繋げて一つの建築物と扱われ、引き続き別棟として扱いたい場合は、ここに示す基準に適合させることになる。避難別棟との関係も含め、通知等で丁寧に周知したい。

- ・別棟扱いとなる建築物の一方がルート A（仕様ルート）、もう一方がルート C（大臣認定ルート）だった場合、ルート A の部分について変更が生じた場合でも、ルート C の大臣認定を取り直す必要はないと理解しているが、それで良いか。

→ご理解のとおり。

- ・ルート B（検証ルート）とルート C の場合はどうか。

→ルート B は政令以下で規定しているので、当該政令の条文を別棟扱いとするかどうかによる。法令上は特段の影響がない限り別棟扱いとすべきものと考えている。

- ・ロ準耐 2 号は倉庫、作業場等大規模な S 造で活用される場合が多いが、鉄骨を剥き出し

で使うことが多く、火災時の熱で大きく変形する。変形しても破られないよう壁等で区画する仕様を示すのは難しいだろうから、ロ準耐2号はルートCのみとする方が良い。

### 3-2) 特定主要構造部に関する基準検討方針

- ・特定区画から上階への延焼防止対策のうち防火設備設置について、屋外側開口部のいずれかに60分防火設備設置とあるが、横並びの開口部も含めいずれか、ということではなく、高さが異なる開口部の高い方の全てか、低い方の全てのいずれか、という趣旨ではないか。

→ご理解のとおり趣旨である。表現を修正する。

- ・特定区画内の特定損傷部材である床の60分準耐火は火災時に消防隊が検索することを趣旨としていると思われる。

→ご指摘の通り。特定損傷部材の消火現場周知についても基準の考え方をお示ししているところ。

- ・特定区画である旨の表示場所は、非常用進入口や非常用エレベータ付近を想定しているように思うが、消防隊が実際に進入するのはこれに限らず、正面玄関から入る場合も多い。また、特定区画である旨は、消防隊に限らず一般の方々にも周知すべきと考える。表示場所については、上記を踏まえ良く検討していただきたい。

→ご意見を踏まえ引き続き検討したい。

- ・メゾネット住宅において、特定区画内に複数住戸が入る可能性があるが、特定区画内は1住戸に限定した方が良いのではないか。

→特定区画の規模は100㎡（スプリンクラーを設置した場合でも200㎡）以下とすることを想定しているが、ご指摘を踏まえ引き続き検討したい。

- ・燃えしろ部材への放水により炭化層が剥離し、その結果防火性能の低下が起きないか。また、火災継続中で当該部分への放水が行き届かない間に再燃した場合に想定外の加熱が生じるのではないか。

→炭化層が剥離するような水量の放水が行われれば、部材は十分に散水されている状況になっており、標準加熱を継続的に受ける状況よりも著しく性能が低下することは生じにくい。また、特定区画の区画部材は、消防隊による放水活動が無くとも火災終了まで壊れない耐火性を有しているため、消火の効果を期待せずとも、また再燃しても特定区画には影響は生じない。

### 3-3) 周辺危害防止構造（法第21条第2項）に関する基準検討方針

- ・建築物の幅の影響があるというなら、面積ではなく幅を制限すれば良いのではないか。
- ・消火のしやすさ（3階建てよりも平屋、2階建ての方が消火しやすい）を考慮しても良いのではないか。

### 3-4) 排煙規定の合理化方針

- ・これまで避難安全の議論では火源についてあまり厳しい議論はなかったが、それは炎よりも煙（の量や温度）の方が避難への影響が大きいからである。燃えしろ設計された梁による防煙区画の合理化について、例えば火源が机上など可燃物である梁に近い場合や隅角部で火炎が延びる場合、火源から梁に着火することにより煙より先に炎の影響で避難に支障が出るかも知れない。もっと慎重に検討する必要がある。

→火源位置が床よりも上面であることも検討し、その結果床から梁下端までの距離を例えば3 m以上とするような制限が必要であると考えている。

- ・排煙口までの距離に応じた排煙風量の合理化について、煙の温度や天井高さ等の影響はないのか。お示しいただいた単純な条件の実験結果から一律に緩和して良いのか懸念がある。

### (4) 防火設備の告示改正について

(説明のみで特に質疑等はなし)

### (5) 火災安全対策改修事業の創設検討について

(説明のみで特に質疑等はなし)

以 上